

全日病工力

No.1050

ALL JAPAN HOSPITAL ASSOCIATION http://www.ajha.or.jp/mail:ajhainfo-mail@ajha.or.jp

猪口会長などが2024年度診療報酬改定の答申受け会見

「重症度、医療・看護必要度」の見直しや地域包括医療病棟創設の影響を注視 四病協・日医

四病院団体協議会は2024年度診療報 酬改定の答申を受け、2月14日に会見 を行った(日本医師会の見解は3面に 掲載)。全日病の猪口雄二会長は、 2024年度改定では、改定財源のほとん どが賃上げ対応に用いられることを指 摘。食事療養の基準も引き上げられた が、賃上げ対応と同様に、増える費用 に対する収入増であり、厳しい病院経 営の改善には結びつかないことを強調 した。看護配置7対1病棟の「重症度、 医療・看護必要度」の見直しや地域包 括医療病棟の創設が、医師の働き方改 革の始まりとともに、地域の救急医療 体制や急性期入院医療の再編につなが る可能性があるとの考えも示した。

猪口会長は、「今回改定も多項目に わたる見直しがあるが、我々にとって 大きいことの第一は賃上げ対応だ。改 定率0.88%のうち、(看護職員など医療 関係職種への賃上げで0.61%、40歳未 満の医師や事務職員などへの賃上げで 0.28%が充てられ) 0.89%が賃上げ対 応であり、(生活習慣病の管理の評価 等の適正化による▲0.25%を含めて



も) 改定財源のほとんどが人件費に使 われる。病院に対しては、対応分がき ちんと人件費に還元されることが求め られている」と説明した。

その上で、「政府は賃上げを政策目 標としており、その実現のため、診療 報酬での対応を行った。それに対して 我々がどれだけ応えられるかというこ とは大事な点だ」と述べた。

また、病院団体として、物価高騰・ 賃金上昇への対応を政府・与党に強く 求めてきたことを踏まえ、物価高騰に ついては、「2023年度補正予算などに よる補助金が出ているが、(医療保険 での対応として) 入院時の食費の基準 が1食30円上がったことは、とても大 きい。引上げは約30年ぶりで、やっと これだけ上がったということだが、(こ こまで引き上げずに我慢していた外注 の業者にとっては、引上げのタイミン グになるので) 人件費と同様に、病院 には残らない。病院の経営状況が悪い 状況は変わらない」との懸念を示した。

高齢者救急の受け皿として、多職種 を配置し、急性期医療やリハビリテー ション、退院支援、在宅医療・介護と の連携などの機能を包括的に提供する 新たな病棟である地域包括医療病棟が 創設されることにも言及。「新病棟が 必要とされる趣旨は概念的にはよくわ かる。一方、急性期一般入院料1の『重 症度、医療・看護必要度』がかなり厳 しくなったので、それとの兼ね合いで 新病棟の評価をどう考えるかというこ

とになる。点数は1日 3,050点であり、様々 な加算を取ることも できる。経営への影 響をシミュレーショ ンして届出の必要性 を考えることになる だろう。医師の働き 方改革により、救急 医療の状況が変わり 得ることも考慮に入 れる必要がある」と 述べた。

日本病院会の島弘志副会長も、賃金 上昇・物価高騰への対応が一定程度行 われても、病院の厳しい経営状況が改 善しないことへの危機感を強調した。 島副会長は、新型コロナ対応の補助金 や診療報酬特例がなくなり、少子化・ 高齢化で外来・入院患者が減少してい る中で、医業収支が赤字の病院が増え ていることを指摘。労働力の減少を背 景に、人材確保の困難は継続する。質 の高い医療を効率的に提供するために は、医療DXの推進は不可欠であると の認識を示した。その意味では、今回 改定の方向性には一定の理解を示した。

また、地域包括医療病棟の創設につ いては、「高い点数が設定されたが、 高齢者救急の受け皿として機能するた めには、トリアージを行う医療機関と の連携が極めて重要であり、(第三次 救急医療機関からの)下り搬送を含め、 地域の救急医療体制の構築が必要であ る」と強調した。

中医協委員でもある日本医療法人協 会の太田圭洋副会長は、「現場に大き な影響を与える大規模な改定は避ける べきと中医協総会で主張してきたが、 6年に1度の同時改定であったことも あり、特に入院医療に関して、大規模 な改定となってしまった」と述べた。

「重症度、医療・看護必要度」の変 更に対し、「今回も(出来高点数の合計 で計算される) 医療資源投入量が高い 患者を評価する観点で厳格化する見直 しが行われた。しかし、中小病院は内 科系が多く、手術件数は多くなく、患 者は高齢者が多い。高齢者は手間がか かり、人手がかかる。病院のコストが きちんと検証されないまま、今回の見 直しが行われた。今回の見直しでは当 然、看護配置7対1を維持できなくな る病院が出てくる | と指摘した。

合同記者会見

7対1病棟の転換先の選択肢となる 地域包括医療病棟については、「重症 度、医療・看護必要度」の基準値を含め、 「厳しい算定要件が設定されており、 本当に現場にとって使いやすいものに なっているかの確認が必要」とした。 全体として中小民間病院に厳しい内容 となっており、「(14日に) 苦味が強い チョコレートをもらったような気分 だ」との感想を述べた。

日本精神科病院協会の平川淳一副会 長は、賃上げ対応について、2022年10 月から実施された看護職員処遇改善評 価料の対象が救急医療を実施する医療 機関の看護職員に限定されていたのに 対し、今回の対応は精神科病院を含め すべての医療機関が対象となっている ことを評価した。

また、精神障害にも対応した地域包 括ケアシステムの構築を推進する観点 から、精神疾患を有する者の地域移行・ 地域定着に向けた重点的な支援を提供 するため、精神科地域包括ケア病棟入 院料が新設されることが、精神科入院 医療に与える意義を強調した。平川副 会長は、「精神医療においても、サブ アキュートの患者の受入れなどが評価 される一方で、長期入院の患者が多い 精神科病院にとっては、厳しい環境に なっていく」と述べた。

本号の紙面から

2024年度診療報酬改定の概要 2・3面 2024年度診療報酬改定の資料 4・5面 職業紹介事業者の問題を議論 6面

医療DX人材育成プログラム⑩ 7面

救急救命士のエコー検査を議論 8面

第12回臨時総会 開催のご案内

下記日程で第12回臨時総会を開催します。

公益社団法人全日本病院協会 会長 猪口雄二

□第12回臨時総会

日時 2024年3月30日(土) 午後1時~午後2時00分(予定)

会場 全日本病院協会 大会議室 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 住友不動産猿楽町ビル7F Tel.03-5283-7441

日的事項

- 報告事項 (1) 2024年度事業計画について
 - (2) 2024年度予算について
 - (3)2023年度事業計画の一部変更に ついて
 - (4) 2023年度補正予算について
 - (5) その他

決議事項

第1号議案 理事の選任について その他

〈正会員の皆様に〉

臨時総会終了後(午後2時10分目途)に同会場で支部長・副支部長会を開催し、「2024 年度診療報酬改定について」の講演を行います。

今回の支部長・副支部長会は、特別講演として開催しますので、当協会正会員の皆様も ご参加いただけます。



ニュージーランド訪問

別府市及び商工会議所が主催して、 姉妹都市であるニュージーランド・ロ トルア訪問を行った。日程は1月28日 (日)~2月4日(日)の8日間で、別 府市から長野市長を含む観光課の関連 職員5名、商工会から西謙二会頭以下 議員10名が参加した。

ロトルア市とはラグビーを通して20 年来の姉妹都市を結んでいる、「オー

行った。今回の旅行目的として、別 府市は市政100年を迎えセレモニーを 予定しているが、ロトルア市長や前市 長・議員及びラグビー関係者などの招 待、およびラグビーを通してロトルア

ロトルアはマウイ族の街であり、多 くはマウイ族の土地の提供で発展した 都市と聞いている。別府市と同様、市内 の広域で温泉が湧出しており、温泉を ルブラックス | チームがありラグビー 利用した街興しが有名で、温泉利用の

ワールドカップチャンピオン国として 健康産業に力を注いでいる。今回、ク に分けられていた。利用後に必要に応 有名である。2019年ラグビーワールド イーンエリザベス病院(QE Hospital) カップ日本開催においては、オールブ 傘下で温泉治療を目的とした施設、お ラックス (NZ) は別府市でキャンプを よび広大な駐車場を挟んで向いに温泉 交互にシャワーでかぶり、メンタルを を利用した健康施設が開設された。

温泉治療施設では保険診療の適応疾 患、治療期間など詳細な回答は得られ なかった。施設見学ではプールなど障 碍者に優しい取り組みがなされており、 スルーム的サウナも備えていた。今回、 市との観光産業の協力と連携であった。 治療室なども広く綺麗であった。泥パ 円安で物価が高く利用料としては高価 ックなども準備されていた。

> 健康施設は水着着用で、ロッカール ームで着替えた後、①サウナ群、②温 浴(プール、バブル浴、頭上よりのジ エット浴、癒し浴など)③泥パック浴 と思っている。

じてマッサージ利用コーナー(別料金) も常備していた。利用前に温泉と水を 整えてから利用に入る仕組み。サウナ コーナーには10人程度が利用できる部 屋が、4室あった。低温サウナ、中温 サウナ、蒸気サウナなどで、リラック で継続は困難と思われたが、温泉治療 施設および健康維持施設としては有益 なものであり、日本の各地温泉地での 利用にも取り入れるべきものがあった (畑 洋一)

主

張

世論を味方に

諸物価高騰は円安が続く限り歯止め が利かず、輸入大国である日本の宿命 だが、輸出関連企業には恩恵を齎して いることは自明の理である。それらの 大企業では賃上げが可能で人材の雇用 も容易で、正に好循環そのもの、羨ま しい限りである。

振り返って病院の状況はどうであろ うか。限られた医療費のパイを医療周 辺の諸種業態に食い荒らされており、 製薬、器械、IT、人材派遣、等々枚 挙に暇がない。多くの有資格者を雇用

している病院としては、世間並みには 到底及ばないものの賃上げには呼応せ ざるを得ず、人件費率は増加の一途を 辿り、増改築は元より診療に必須の機 器(これらも輸入物は高額)の購入に も躊躇する現状で、小手先の診療報酬 上の僅かな手当ではとても間に合わな い。介護領域の仕事でも現状の給与水 準では必要人員の確保は困難で、これ に少子化が追い打ちを掛け、成り手が 不足し、代わりとして外国人材を求め ても近年の円安で敬遠されてしまう。

では総花的にあたかもこれらの窮状に 配慮した如きの各項目が羅列されてい るが、実態は医療費自体のパイを増や すものではなく、様々な付替えで僅か な予算を捻り出しているとの感が否め ない。中医協の場で尽力された委員の 方々には大いに感謝申し上げるが、問 題は総予算・パイそのものの増額で、 病院としては例えば入院基本料の大幅 な増額を求める、「どうせ認められな い」と諦めずに、求め続けることは必 須である。中医協の場ではいくらア ピールしても「相手の土俵」での「負け 犬の遠吠え」にしか聞こえないと思う

ので、マスコミ、世論に訴えかけるこ

とを真剣に模索すべきであろう。この

訴えは多くの病院団体にとっても共通 の課題のため、一致団結した意見表示 は可能で、各職能団体も互いのメリッ トを共有できれば呼応してくれる可能 性は大でありその効果は計り知れない。

コロナの際にはエッセンシャルワー カーと持ち上げてくれたマスコミや大 衆は、5類になった途端にそれらの事は 忘れ去ってしまったが、アピールの仕方 によっては大きなうねりの再来も期待 できるのではないだろうか。従来の古典 的なマスメディアのみならず、あらゆる 媒体、SNSを駆使して意見表明を出し続 けることで、初めて世間は目を向けてく れることになるのではないか。皆で世の 中を味方に付けよう。 (N.Y)

賃上げ対応で入院ベースアップ評価料などを新設

今回(令和6年度)の診療報酬改定

2024年度診療報酬改定

中医協総会(小塩隆士会長)は2月 14日、武見敬三厚生労働大臣の諮問に 答申した。本号では、2024年度診療報 酬改定のうち、賃上げ対応・基本料等 の引上げの概要を紹介していく。

2024年度改定では、「現下の雇用情 勢も踏まえた人材確保・働き方改革の 推進」が重要課題に位置づけられた。 重要課題への対応では、看護職員、病 院薬剤師その他医療関係職種を対象に、 2024年度で2.5%、2025年度で2.0%の 賃金のベースアップを達成するため、 賃上げ促進税制などの活用とあわせ、 新たな診療報酬項目を新設する。

さらに、この目標達成の対象者以外 (40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・ 薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技 工所等で従事する者) に対する賃上げ 対応として、初再診料・入院基本料等 を引き上げることになった。

3つの点数で必要額の不足に対応

看護職員、病院薬剤師その他医療関 係職種を対象にした賃上げ対応の診療 報酬項目では、3つが新設された。

①外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等②外来·在宅ベースアップ評価 料(Ⅱ)等③入院ベースアップ評価料で ある。基本的には、①だけでは、必要 額が不足する場合に②③がある。

これらの新設する診療報酬項目の賃 上げの対象者として、看護職員やリハ ビリ職員など31職種その他職員を明示

感染防止対策や賃上げ対応の観点で初再診料等も引上げ

している。専ら事務作業を行う者は含 まれない(医師事務作業補助者、看護 補助者等が医療を専門とする職員の補 助として行う事務作業を除く)。医師 と歯科医師も対象外である。

算定する場合は、2024年度と2025年 度に、定期昇給を除いた賃上げを行わ なければならない。ただし、2024年度 に翌年度の賃上げのため、繰り越しを 行う場合等はこの限りではない。

基本給、手当、賞与等のうち対象と する賃金項目を特定した上で、基本給 または毎月支払われる手当の引上げに より行うことを原則とする。また、2024 年度と2025年度の職員の賃金の改善に 係る計画の作成が求められる。

外来医療または在宅医療を実施して いる医療機関が算定できる「外来・在宅 ベースアップ評価料(I)」の点数は、初 診時6点、再診時2点、訪問診療時は 同一建物居住者以外の訪問診療で28点、 同一建物居住者の訪問診療で7点とな った。初診時は初診料、小児科外来診 療料または小児かかりつけ診療料を算 定している場合。再診時は再診料、外 来診療料、地域包括診療料、認知症地 域包括診療料、小児かかりつけ診療料 などを算定している場合となっている。

「外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)」は、外来医療または在宅医療を 実施し、入院医療を実施していない診 療所が算定できる、「外来・在宅ベー スアップ評価料(I)」だけでは、必要

額が不足する場合の点数だ。具体的に は、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」で得られる点数の見込みの10倍 が、対象職員の給与総額の1.2%未満 の場合に算定できる。賃上げ目標の必 要額の半分に満たない場合を対象にす るとの考えが背景にある。

必要額に満たない不足額の程度は医 療機関によって異なる。このため、「外 来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」は 8つある。「初診時・訪問診療時8点・ 再診時1点」から「初診時・訪問診療時 64点・再診時8点 までの組み合わせ がある。

病院または有床診療所が算定する 「入院ベースアップ評価料」は、医療機 関に生じる必要額の過不足をできるだ け少なくする観点からきめ細かく対応 し、看護職員処遇改善評価料と同様に、 165通り $(1 \sim 165$ 点)の点数となった。 得られる点数の見込みの10倍が、対象 職員の給与総額の2.3%未満の場合に 算定できる。

通則を見直し入院基本料等を引上げ

入院基本料等は引上げとなる。「40 歳未満の勤務医師、事務職員等の賃上 げを実施すること等」のほかに、◇栄 養管理体制の基準の明確化◇人生の最 終段階における適切な意思決定支援に 関する指針を作成することの要件化◇ 医療機関において組織的に身体的拘束 を最小化する体制の整備が新たに求め

られることによる評価の見直しとなっ ている。

一般病棟入院基本料の急性期一般入 院料1の場合で1,650点が1,688点にな る。療養病棟入院基本料の療養病棟入 院料1・入院料25(旧入院料G)の場合 で968点から983点になる。回復期リハ ビリテーション病棟入院料の回復期リ ハビリテーション病棟入院料4の場合 で1,841点から1,859点になる。地域包括 ケア病棟入院料の地域包括ケア病棟入 院料1の場合で2,809点から2,838点に なる。特定機能病院入院基本料の7対 1入院基本料の場合は1,718点から 1,822点への大幅増となっている。40歳 未満の勤務医師の人数が多いことが理 由となっている。

栄養管理体制の基準の明確化につい ては、入院料通則において、「標準的 な栄養スクリーニング」と「退院時を 含む定期的な評価等」を新たに求める。 標準的な手法は、GLIM基準等を参考 にすることが想定されている。

人生の最終段階における適切な意思 決定支援に関する指針を作成すること の要件化については、入院料通則にお いて、意思決定支援に関する指針を作 成することを要件とする入院料等の対 象を拡大する。小児特定集中治療室管 理料や総合周産期特定集中治療室管理 料などを除き、入院料を算定する医療 機関が対象となる。地域包括診療料・ 加算、認知症地域包括診療料・加算を 届け出ている医療機関も追加する。

身体的拘束を最小化する取組みの強 化では、入院料通則において、「組織 的に身体的拘束を最小化する体制の整 備」を規定する。緊急やむを得ない場 合に身体的拘束を行う場合は、理由を 記録しなければならない。医療機関に 身体的拘束最小化チームの設置を義務 化し、◇身体的拘束の実施状況を把握 し、管理者を含む職員に定期的に周知 徹底する◇最小化のための指針を作成 し、定期的に見直す。精神科病院の場 合は、別に精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律の規定によるとした。

賃上げ対応を含め初再診料引上げ

初再診料等は「外来診療における標 準的な感染防止対策を日常的に講じる ことが必要になったこと、職員の賃上 げを実施すること等」の観点から、初 診料を3点、再診料と外来診療料をそ れぞれ2点引き上げる。初診料は288 点から291点になる。再診料は73点か ら75点、外来診療料は74点から76点に なる。病院にとって、消費税対応を除 き、初診料が引き上げられるのは2006 年度改定以来の18年ぶり。

令和6年度の診療報酬改定における処遇改善

令和3年12月22日大臣折衝事項(抄)

診療報酬改定

1. 診療報酬 +0.43%

※1 うち、※2~5を除く改定分 +0.23% 医科 + 0. 26% 各科改定率 歯科 + 0. 29%

+0.08%※2 うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 + 0. 20%

看護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「公的価格評価検討委員会中間整 理」(令和3年12月21日)を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(注2)を創設する。これらの処遇改善に当たっ ては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。

(注1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関 (注2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

令和5年12月20日大臣折衝事項(抄)

1. 診療報酬 +0.88%

※1 うち、※2~5を除く改定分 +0.46% 各科改定率

医科 + 0.52% 歯科 + 0.57%

調剤 +0.16% 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分(+0.28%程度)を含む ※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(上記※1を除く)について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施し <u>ていくための特例的な対応 +0.61%</u>

※3、※4 (略)

令和6年度改定

令 和

4年度改定

医療機能に応じた入院医療を評価するため様々な見直し

2024年度診療報酬改定

2024年度診療報酬改定について、2 面に引続き概要を紹介する。2024年度 改定でも医療機能に応じた入院医療を 評価するため、入院医療において様々 な見直しが行われる。特に、地域包括 医療病棟の創設は急性期入院医療の再 編の可能性を内包するとともに、高齢 者救急の受入れ先としての役割が期待 される。

地域包括医療病棟は、高齢者の軽症・ 中等症の救急搬送者が増加している中 で、◇救急患者の受入れ体制◇急性期 の一定の医療資源を投入◇早期退院に 向け、リハビリ、栄養管理等を提供◇ 適切な意思決定支援◇在宅医療、介護 との連携を包括的に提供する機能を備 えることを想定した病棟だ。看護配置 10対1に加え、療法士、管理栄養士、 看護補助者(介護福祉士)による高齢 者医療に必要な多職種を配置すること を求める。

点数は1日3,050点となった。90日 を超えると地域一般入院料3の点数に なる。平均在院日数は21日以内で、在 宅等復帰率は8割以上、一般病棟から の転棟割合は5%未満、救急車の緊急 搬送または他の医療機関で救急患者連 携搬送料を算定し当該他の医療機関か ら搬送された患者の割合が15%以上な どの要件が規定された(下表を参照)。

一般病棟入院基本料の急性期一般入 院料1の「重症度、医療・看護必要度」 は大きく見直され、平均在院日数は「18 日以内」から「16日以内」に短縮される。 「重症度、医療・看護必要度」のA項 目(モニタリング及び処置等)の「救急 搬送後の入院等」の評価が2日間にな ることや、B項目(患者の状況等)の 評価が廃止になったことによる現場へ の影響が懸念される。

地域包括医療病棟を創設し高齢者救急の急増に対応

ICUに医師配置を緩和した区分新設

高度・専門的な急性期医療の実績を 評価する入院基本料等加算の診療報酬 項目に、急性期充実体制加算と総合入 院体制加算があるが、総合入院体制加 算から急性期充実体制加算への移行が 進むと、小児科や産科、精神科の医療 が脆弱になるとの指摘が出ていた。こ のため、急性期充実体制加算に小児科、 産科、精神科の入院医療の提供に係る 要件を満たす場合の加算を設けた。ま た、悪性腫瘍手術等の実績要件のうち 多くの基準を満たす場合と、それ以外 であって小児科または産科の実績を有 する場合に応じた評価も設けた。

特定集中治療室管理料については、 SOFAスコアが一定以上の患者の割合 を特定集中治療室の患者指標に導入し、 評価を見直す。また、この患者指標と 専従の常勤医師の治療室内の勤務を要 件としない区分を新設する(特定集中 治療室管理料5・6(8,890点))。

後者は、医師の時間外労働規制の施 行を背景に、特定集中治療室等で一定 の医師の配置要件の緩和を図る対応だ。 この区分においては、遠隔ICUモニ タリングにより支援を受けることを評 価する特定集中治療室遠隔支援加算 (980点)を設ける。

療養病棟入院基本料も大幅な見直し となる。現行では、医療区分とADL 区分に基づく9分類の評価体系になっ ている。これを疾患・状態に係る3つ の医療区分、処置等に係る3つの医療 区分及び3つのADL区分に基づく27 分類及びスモンに関する3分類の合計 30種類の評価に見直す。また、中心静 脈栄養の評価が、「患者の疾患及び状 態並びに実施した期間に応じた医療区 分」になる。

具体的には、医療区分3に該当する 場合の中心静脈栄養の定義が、「広汎 性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治 性下痢、活動性の消化管出血、炎症性 腸疾患、短腸症候群、消化管瘻または 急性膵炎を有する患者を対象とする場 合または中心静脈栄養を開始した日か ら30日以内の場合に実施するものに限 る」となった。医療区分2については、 医療区分3に明記した患者の疾患・状 態以外を対象として、「中心静脈栄養 を開始した日から30日を超えて実施す るものに限る」となった。

そのほか、◇医療区分・ADL区分と もに1である入院料27(従前の入院料 I)について、1日につき2単位を超 える疾患別リハビリテーション料を包 括範囲に含める◇療養病棟入院基本料 の注11に規定する経過措置を廃止する ◇新たに経腸栄養を開始した場合に一 定期間算定可能な経腸栄養管理加算を 新設する。

回リハ病棟は施設基準の要件増える

回復期リハビリテーション(以下、 回リハ)病棟の見直しでも、賃上げ対 応や施設基準の見直しによりそれぞれ の点数が引き上げられる。例えば、回 復期リハ病棟入院料1の場合、2,129 点から2,229点への引上げとなる。

追加の施設基準としては、◇回復期 リハ病棟入院料1・2について、専従 の社会福祉士の配置を要件化◇回リハ 病棟入院料1・3について、FIMの測 定に関わる職員を対象としたFIMの 測定に関する研修会を年1回以上開催 することを要件化◇回リハ病棟入院料 1・2について、地域リハビリテーシ ョン活動支援事業等の地域支援事業に、 地域の医師会等と連携し、参加してい

ることが望ましいこととする◇回リハ 病棟入院料1・2について、口腔状態 に係る課題を認めた場合は、適切な口 腔ケアを提供するとともに、必要に応 じて歯科医療機関への受診を促す―な どがある。

FIM の測定は定期的(2週間に1回 以上) に行い、その結果を診療録等に 記載することも要件化される。回リハ 病棟入院料1へのGRIM基準による栄 養状態の評価も要件化される。また、 体制強化加算は廃止となる。

また、2024年度改定は、リハビリテ ーション・栄養・口腔管理の一体的な 推進がテーマの一つとなっている。 ADL低下の防止を効果的に行うため、 より早期からの取組みの評価や切れ目 のない多職種による取組みを推進する 対応を評価する。

具体的には、リハビリテーション・ 栄養・口腔連携体制加算(120点)を新 設する。入院した患者全員に対し、入 院後48時間以内にADL、栄養状態及び 口腔状態に関する評価を行い、リハビ リテーション、栄養管理及び口腔管理 に係る計画の作成及び計画に基づく多 職種による取組み(土曜、日曜及び祝日 に行うリハビリテーションを含む)を 行う体制を評価する。これに伴い ADL 維持向上等体制加算(80点)は廃止され

また、病態に応じた早期からの疾患 別リハビリテーションを推進するため、 疾患別リハビリテーション料に急性期 リハビリテーション加算(50点)を新 設する。ADL・認知機能が低い患者、 特定の医療行為を必要とする患者また は感染対策が必要な患者に疾患別リハ ビリテーションを提供した場合の評価 となっている。

【II-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための

① 地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価

第1 基本的な考え方

高齢者の救急患者をはじめとした急性疾患等の患者に対する適切な入院 医療を推進する観点から、高齢者の教急患者等に対して、一定の休制を整えた上でリハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に提供することについて、新たな評価を行う。

具体的な内容

地域において、救急患者等を受け入れる体制を整え、リハビリテーシ 栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟の

(新) 地域包括医療病棟入院料(1日につき) 3,050点

- (1)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該 刀子上内区を有機に入院している患者について、所定点数を算定する。 ただし、<u>90日</u>を超えて入院するものについては、区分番号A100 に掲げる一般病棟入院基本料の地域一般入院料3の例により、算定
- (2) 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労 働大臣が定める日の特定入院料は、夜間看護体制特定日減度として次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当 する点数を減算する
 - イ 年6日以内であること。 ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

[施設基準]

™DRX基平) 1)病院の一般病棟を単位として行うものであること。 2)当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当 該病棟の入院患者の数が 10 又はその端数を増すごとに1以上であ の人所思すの数が、10 人はその編数を指すことに「成工とめ 。 ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の 文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟に おける夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、2以

- (3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師で
- 当該病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が2名 以上配置されていること。 (5) 当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置されているこ
- (6)入院早期からのリハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有し
- ていること。 (7) 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL 等の維持、向上及び栄養管
- (7) 当該病棟に人院中の患者に対して、ADL 等の維持、向上及び宋養管理等に資する必要な体制が整備されていること。
 (8) 次のいずれかに該当すること。
 イ 当該病棟において、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 Iに係る評価票を用いて測定し、その結果、別表 1 の基準を満たす患者の割合が別表 2 のとおりであること。
 ロ 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、当該病棟において、一般病棟用の重症度、医療、医療、医療、原理 IT (MA) 2 の4 計算
 - 度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価票を用いて測定し、その結果

入棟初日のB得点が3点以上

基準②:新たに入棟した患者 について、右記に該当するこ

別表2 イの場合 口の場合 基準①の割合 1割6分以上 基準②の割合

(9) 当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日以内であること。 (10) 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの 割合が8割以上であること。 (11) 当該病棟において、入院患者に占める、当該保険医療機関の一般

病棟から転棟したものの割合が5分未満であること。 (12) 当該病棟において、入院患者に占める、救急用の自動車等により

緊急に搬送された患者又は他の保険医療機関で区分番号●●に掲 げる救急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送 された患者の割合が1割5分以上であること

地域で急性疾患等の患者に包括的な入院医療及び救急医療を行う につき必要な体制を整備していること。 4) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(15) 特定機能病院以外の病院であること (16) 急性期充実体制加算の届出を行っていない保険医療機関であるこ

(17) 専門病院入院基本料の届出を行っていない保険医療機関であるこ

こ。 (18) 脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーショ ン料に係る届出を行っている保険医療機関であること (19) 入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関であるこ

。 (20) 夜間看護体制特定日減算に係る厚生労働大臣が定める保険医療機 許可病皮数が100 皮表満のものであること

(21) 夜間看護体制特定日滅算に係る厚生労働大臣が定める日次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか1病棟において

を動を行う看護職員の数が、一時的に2未満となった日 イ 看護職員の数が一時的に2未満となった時間帯において、患 者の看護に支障がないと認められること。 看護職員の数が一時的に2未満となった時間帯において、看 ・ 情報機関の数が、時間による場合にあっている。 護職員及び有護補助者の数が、看護職員1を含む2以上である こと。ただし、入院患者数が30人以下の場合にあっては、看 護職員の数が1以上であること。

2

2024年度改定について日医の松本会長が会身

1

日本医師会の松本吉郎会長は2月14 日、四病院団体協議会とともに、2024 年度診療報酬改定について会見を行っ た。ポイントとして、①医療従事者の 賃上げ②医療DXの推進③入院料等の 見直し④薬価制度等の見直し⑤医療技 術の適正な評価⑥改定施行時期の後ろ 倒しの6点をあげた。

看護職員など医療関係職種の賃上げ を行うための外来・在宅ベースアップ 評価料Ⅰ・Ⅱ、入院ベースアップ評価 料の新設に対して、「(中医協総会の) 診療側の主張が実った」と述べた。そ の上で、「次回改定でも持続的な賃上 げを可能とするための十分な原資を確 保できるよう、働きかける」とした。

医療DXの推進に関し、「システム管 理の導入費用やランニングコストなど に対する診療報酬の評価が不十分」と の要望が受け入れられた結果、従来の 医療情報・システム基盤整備体制充実 加算が見直され、医療DX推進体制整 備加算が新設されたとし、これにより、 医療DXを推進する姿勢を示した。

入院料の見直しでは、急性期一般入 院料1の「重症度、医療・看護必要度」 と平均在院日数の基準が、公益裁定で 決定したことによる医療現場への影響 に懸念が示された。

3

改定施行時期が6月に2か月後ろ倒 しとなることについては、「目的はあ くまで医療機関の負担軽減」と強調。 「直接的な恩恵を受けるベンダーが、 保守費用やリース料を大幅に引き下げ る対応が必須」であると指摘した。

中医協資料 / 2024年度診療報酬改定における個別改定項目

2024年度診療報酬改定における個別改定項目から、抜粋して掲載する。

2024年2月14日

○賃上げに向けた評価の新設

【I-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組-①】

① 賃上げに向けた評価の新設

第1 基本的な考え方

看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種について、賃上げを実施 していくため、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関(医科)において、 勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善を実施 している場合の評価を新設する。

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)(1日につき)

 1
 初診時

 2
 再診時

 3
 訪問診療時
 6点 同一建物居住者以外の場合 <u>イ</u> <u>同一建物居住者以外の</u> ロ 同一建物居住者の場合

[算定要件]
(1) 1については、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下同じ。)の質金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して初診を行った場合に、所定点数を算定する。
(2) 2については、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院の患者以外の患者に対して再診又は短期滞在手術等基本料1を算定すべき手術を行った場合に、所定点数を算定する。(3) 3のイについては、主として座療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で療養を行っている患者であって通院が因難なものに対して、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、

宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。 イ 当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問

1

ロ 同一建物居住者の場合

10 点

[算定要件] 定要件]
) 1については、主として歯科医療に従事する職員 (医師及び歯科 医師を除く。以下同じ。)の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長年に相け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して制を行った場合に、所定点数を算定する。
?) 2については、主として歯科医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準にあいて、またのと、これも原体と思くに

図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 院中の患者以外の患者に対して再移又は短期滞在手術等基本料1 を算定すべき手術を行った場合に、所定点数を算定する。 3) 3のイについては、主として歯科医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働人臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅等において療養を行っている患者(当該患者と同一の建物問診療を行う場合の当該患者(以下この区分番号において「同一財験を行う場合の当該患者(以下この区分番号において「同一対物居住者」という。を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科的間診療を行った場合に算定する。

国際のような場合に対している。 歯科防間診療を行った場合に算定する。 イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療 の 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた 患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

患者に対する当該患者の何同意を得た國科訪問診療 り3の口については、在宅等において療養を行っている患者(同一 建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者 が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれ かに該当する歯科訪問診療を行った場合に算定する。 イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療 ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた 患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

[施設基準]

[施設基準] (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。 (2) 主として歯科医療に従事する職員 (医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。が勤務していること。対象職員は別表1に示す職員であり、専ら事務作業(歯科業務補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うものは含まれ

4

算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生 局長等に届け出ること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【A】、対象 職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み並びに外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び歯科外来・在宅ベ

业いに外来・セモペース/アップ肝価料(Ⅱ) 及び圏科外来・セモペースアップ評価料(Ⅱ) の算定回数の見込みのいずれの変化も1割 以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。 (6) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度におい て対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期界格によるもの を除く。)を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、 翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの

翌年度の資金の改善のために繰り返しを行う場合においてはこの 限りではない。
(7)(6)について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目 を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引 上げにより改善を図ることを原則とする。
(8)令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する 職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。 (9)前号の計画に基づく職員の質金の改善に係る状況について、定期 的に地方厚生局長等に報告すること。 (10)対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。ただし、特定 地域に解すが書かく場合で事機関にあってけ、当該程字を満たしている。

地域に所在する保険医療機関にあっては、当該規定を満たしている

ものとする。 (11) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

4. 外来医療又は在宅医療を実施し、入院医療を実施していない歯科診療所であって、勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係 職種の賃金の改善を強化する必要がある医療機関において、賃金の 改善を実施している場合の評価を新設する。

5. 病院又は有床診療所において、勤務する看護職員、薬剤師その他の 医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

入院ベースアップ評価料(1日につき)

入院ベースアップ評価料 1 入院ベースアップ評価料 2

165 入院ベースアップ評価料 165

165 点

7

して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホームその他これに準ずる施設(以下この区分番号において「有料老人ホ ーム等」という。)に併設される保険医療機関が、当該有料を人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。)であって、当該患者が同一建物居住者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合 の当該患者をいう。以下この区分番号において同じ。) 以外である

。。 「区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C □ 区分番号 C 0 0 2 に掲げる 化モ病医子総合 管理料、区分番号 C 0 0 2 − 2 に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号 C 0 0 3 に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合(有料老人ホーム等に併設される患者に対して行った場合を除く。)に、当該患者が同一建物居住者以外である根本

場合 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(在宅療養支援診療所 又は在宅療養支援病院に限る。)において、在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供した場合(訪問診療を行った場合に限る。)

3の口については、主として医療に従事する職員の賃金の改善を 4) 3の口については、主として医療に従事する職員の資金の改善を 図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合してい るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在 宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、次 のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。 イ 当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問 して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定 する初診の日に訪問して影療を行った場合及び有料を入本一ム等 に低いされる保険医療機関が、学校を割を表しまして

に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居して いる患者に対して行った場合を除く。)であって、当該患者が同一建物居住者である場合

D 区分番号 C 0 0 2 に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号 C

002—21に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号C 003に掲げる在宅が人医療総合診療料の算定要件を満たす他の 保険医療機関の求めにむ、当該他の保険医療機関から紹介さ た患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下

3) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、

を除く。) で表慮しなければならない。 にだし、予礼の平浪において、 翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの 限りではない。 (4)(3)について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目 を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以 下「基本給等」という。) の引上げにより改善を図ることを原則とす

。 対象職員の基本給等を令和5年度と比較して一定水準以上引き上 7) が、場合は、40歳未得さ、14加ら十度としないととが干めため、16上げた場合は、40歳未得の勤務歯科医及び勤務医並びに事務職員をの当該保険医療機関に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を行うことができること。 (6)令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する

3. 外来医療又は在宅医療を実施し、入院医療を実施していない診療所 であって、勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の 改善を強化する必要がある医療機関において、賃金の改善を実施して いる場合の評価を新設する。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)(1日につき)

外来・在宅ベースアップ評価料(II) 1 イ 初診又は訪問診療を行った場合 <u>口</u>再診時 1点 <u>イ</u> 初診又は訪問診療を行った場合 <u>ロ</u> 再診時

2

10 点

41 点

3

[算定要件] (1)主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。)の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届

- 井足女 II 」 主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「対象 職員」という。の資金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定め を施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関に入院している患者であって、第1章第2部第1節の入院基本料 (特別入院基本料等を含む。)、同部第3節の特定入院料又は同部第4節 の短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)を算定して いる患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算

「施設基準」

(1) 入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)の届出を行っている保険医療機関であるこ

(2) 主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「対

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)又は歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行っている保険医療機関であること。
(4)外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込みの10倍の数が、対象職員の給与総額の2分3厘未満であること。
(5)入院ベースアップ評価料の保険医療機関ごとの点数については、当該保険医療機関における対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み並びに延べ入院患者数(入院基本料、株中)に製料の任何制理を任係を禁す料と解している。まずの部域を対している。 特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算定している患者の延べ 人数をいう。以下同じ。)の見込みを用いて次の式により算出した数 【B】に基づき、別表3に従い該当する区分を届け出ること。

対象職員の給与総額×2分3厘 - (外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 及び 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) により算定される点数の見込み)×10円

[B]

. 当該保険医療機関の延べ入院患者数×10 円 (6)(5)について、「対象職員の給与総額」は、直近 12 か月の 1 月あ たりの平均の数値を用いること。延べ入院患者数は、直近3か月の 1月あたりの平均の数値を用いること。また、毎年3、6、9、12 月に上配の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合 は地方厚生局長等に届け出ること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【B】、対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外

8

に訪問して診療を行った場合(有料老人ホーム等に併設される保 険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対し て行った場合を除く。)に、当該患者が同一建物居住者である場合 有料表人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人 - ム等入居している患者に対して訪問診療を行った場合

(1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。 (2) 主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「 象職員」という。)が勤務していること。対象職員は別表1に示す職 員であり、専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医

療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うも のは含まれない。 (3) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度におい て対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるもの 除く。)を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、 翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの 限りではない。

(4)(3)について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目 (3) について、奉本稿、デヨ、貞子寺のつち対象とりの貞正項目 特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以 「基本給等」という。)の引上げにより改善を図ることを原則とす

る。) 対象職員の基本給等を令和5年度と比較して一定水準以上引き上 げた場合は、40歳未満の勤務医及び勤務歯科医並びに事務職員等の 当該保険医療機関に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善 (定期昇給によるもの除く。) を行うことができること

(6) 令和6年度及び今和7年度における当該保険医療機関に勤務する 職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。 (7) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期 的に地方厚生局長等に報告すること。

2. 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関(歯科)において、 勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係職種の賃金の改善 を実施している場合の評価を新設する。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)(1日につき)

 1
 初診時

 2
 再診時

 3
 歯科訪問診療時

 イ
 同一建物居住者以外の場合

け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数 を算定する。

(2) 各医分のイについては、外来・在宅ベースアップ評価料(I)の 1 又は3 を算定している患者について、各区分の口については、外 来・在宅ベースアップ評価料(I)の2を算定している患者につい て、それぞれの所定点数を算定する。

[施設基準]

術等基本料 1 を除く。) の届出を行っていない保険医療機関である

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の届出を行っている保険医

療機関であること。 (3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベース (3) か木・在モベースアップ計画料(I)及び国行が末・在モベース アップ評価料(I)により算定される点数の見込みの 10 倍の数が、 対象職員の給与総額の 1分2 厘未満であること。 (4) 外来・在宅ベースアップ評価料(II)の保険医療機関ごとの区分

については、当該保険医療機関における対象職員の給与総額、外来・ 在宅ベースアップ評価料 (I) 及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) により算定される点数の見込み並びに外来・在宅ベース アップ評価料 (Ⅱ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) の算定回数の見込みを用いて算出した数 [A] に基づき、別表 2 に 従い該当する区分のいずれかを届け出ること。ただし、歯科外来・ 在宅ベースアップ評価料 (II) の施設基準の届出を行う保険医療機 関については、同一の区分により届け出ること。

→ 対象職員の給与総額×1分2厘 - (外来・在宅/ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) により算定される点数の見込み) ×10円

[A] = 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み 歯科外来・在字ベースアップ評価料 (Ⅱ) イの算定同数の見込み×8 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 口の算定回数の見込み

たりの平均の数値を用いること。外来・在宅ベースアップ評価料 (Π) 及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Π) の算定回数の見込みは、初診料等の算定回数を用いて計算し、直近3か月の1月あたり

来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み並びに延べ入院患者数のいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。
(7) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの問題ではない。

限りではない。 3) (7) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目 を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引 上げにより改善を図ることを原則とする。

(9) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する 職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。

(10) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期 的に地方厚生局長等に報告すること。

(11) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

5

(5)(4)について、「対象職員の給与総額」は、直近12か月の1月あ の平均の数値を用いること。また、毎年3、6、9、12月に上記の

6

9

○初再診料等の評価の見直し

【 I - 1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組一③】

③ 初再診料等の評価の見直し

第1 基本的な考え方

外来診療において標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要 となっていること、職員の賃上げを実施すること等の観点から、初再診 料等の評価を見直す。

第2 具体的な内容

外来診療における標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となったこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から、初診料を3 点、再診料と外来診療料をそれぞれ2点引き上げる。

	改定後	現行	
【初診料】	点数	点数	
初診料	291 点	288 点	
(情報通信機器を用いた場合)	253 点	251 点	
(紹介のない場合)	216 点	214 点	
(紹介のない場合・情報通信機器を用いた場合)	188 点	186 点	
(妥結率が低い場合)	216 点	214 点	
(妥結率が低い場合・情報通信機器を用いた場合)	188 点	186 点	
(同一日2科目)	146 点	144 点	
(同一日2科目・情報通信機器を用いた場合)	127 点	125 点	
(同一日2科目・紹介のない場合)	108 点	107 点	
(同一日2科目・紹介のない場合・情報通信機器 を用いた場合)	94 点	93 点	
(同一日2科目・妥結率が低い場合)	108 点	107 点	
			1

○ 「専門的な治療・処置」の項目のうち「抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)」、「麻薬の使用(注射剤のみ)」、「昇圧剤の使用(注射剤のみ)」、「抗不整脈薬の使用(注射剤のみ)」、「抗血栓塞栓薬の使用」及び「無菌治療室での治療」の評価について、2点から3点に変更する

- 〇 「救急搬送後の入院」及び「緊急に入院を必要とする状態」につ いて、評価日数を現在の5日間から2日間に変更する。
- O C項目の対象手術及び評価日数について、実態を踏まえ見直す。
- 〇 短期滞在手術等基本料の対象手術等を実施した患者を評価対象者
- 2. 急性期一般入院料1、特定機能病院入院基本料7対1及び専門病院 入院基本料7対1における該当患者の基準及び割合の基準について、 ①「A3点以上」又は「C1点以上」に該当する割合が一定以上であること ②「A2点以上」又は「C1点以上」に該当する割合が一定以上であること の両者を満たすことを施設基準とする。
- 3. 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目の見直しに伴い、 入院料等の施設基準における該当患者割合の基準を見直す。

			I		
	改员	E 案	現 行		
	一般病棟用	一般病棟用	一般病棟用	一般病棟用	
	の重症度、医	の重症度、医	の重症度、医	の重症度、医	
	療・看護必要	療・看護必要	療・看護必要	療・看護必要	
	度Ⅰの割合	度Ⅱの割合	度Ⅰの割合	度Ⅱの割合	
急性期一般入院料 1	割合①: 2割1分	割合①:2割	3割1分	2割8分	
	割合②: 2割8分	割合②:2割7分	3 m 1 7 J	2 前 6 万	
急性期一般入院料2	2割2分	2割1分	2割7分	2割4分	
急性期一般入院料3	1割9分	1割8分	2割4分	2割1分	
急性期一般入院料4	1割6分	1割5分	2割	1割7分	
急性期一般入院料5	1割2分	1割1分	1割7分	1割4分	
7 対 1 入院基本料					
(特定機能病院入院		割合①:2割		2割8分	
基本料(一般病棟に		割合②:2割7分			

13

○救急患者の病院搬送に対する評価

【Ⅲ-4-1 高齢者の救急医療の充実及び適切な搬送の促進-①】

① 初期診療後の救急患者の転院搬送に対する評価

第1 基本的な考え方

第三次教急医療機関等に教急搬送された患者について連携する他の医療機関でも対応が可能と判断する場合に、連携する他の医療機関に看護師等が同乗の上で転院搬送する場合の評価を新設するとともに、急性期 一般入院料における在宅復帰率に関する施設基準について必要な見直し

第2 具体的な内容

1. 救急搬送の受入れに関する実績のある医療機関から、救急外来を受診した患者又は入院3日目までの患者について、医師、看護師又は救 急救命士が同乗し連携する他の医療機関に転院搬送する場合の評価を

(新) 救急患者連携搬送料

2	~	日足15100211	
	1	入院中の患者以外の患者の場合	1,800点
	2	入院1日目の患者の場合	1, 200 点
	3	入院2日目の患者の場合	800 点
	4	入院3日目の患者の場合	600 占

救急外来を受診した患者又は緊急入院後3日目までの患者

[算定要件]

[算定要件] 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険医療機関において、教急外来を受診した患 者に対する初期診療を実施し、連携する他の保険医療機関において入 院医療を提供することが適当と判断した上で、当該他の保険医療機関 において入院医療を提供する目的で医師、看護師又は教急教命士が同 乗の上、搬送を行った場合に算定する。この場合において、区分番号 C004に掲げる教急搬送診療料は別に算定できない。

(1) 救急搬送について、相当の実績を有していること (2) 救急患者の転院体制について、連携する他の保険医療機関等との間であらかじめ協議を行っていること。

16

	改定後	現行
	点数	点数
(同一日2科目・妥結率が低い場合・情報通信機器を用いた場合)	94 点	93 点
【再診料】		
再診料	75 点	73 点
(情報通信機器を用いた場合)	75 点	73 点
(妥結率が低い場合)	55 点	54 点
(同一日2科目)	38 点	37 点
(同一日2科目・妥結率が低い場合)	28 点	27 点
【外来診療料】		
外来診療料	76 点	74 点
(情報通信機器を用いた場合)	75 点	73 点
(紹介がない場合)	56 点	55 点
(妥結率が低い場合)	56 点	55 点
(同一日2科目)	38 点	37 点
(同一日2科目・紹介がない場合)	28 点	27 点
(同一日2科目・妥結率が低い場合)	28 点	27 点

限る。))				
7 対 1 入院基本料 (結核病棟入院基本 料)	0.8割	0. 7割	_1割	0. 8割
7 対 1 入院基本料 (専門病院入院基本 料)	割合①: 2割1分割合②: 2割8分	割合①:2割割合②:2割7分	3割	2割8分
看護必要度加算 1	1割8分	1割7分	2割2分	2割
看護必要度加算2	1割6分	1割5分	2割	1割8分
看護必要度加算3	1割3分	1割2分	1割8分	1割5分
総合入院体制加算 1	3割3分	3割2分	3割3分	3割
総合入院体制加算2	3割1分	3割	3割3分	3割
総合入院体制加算3	2割8分	2割7分	3割	2割7分
急性期看護補助体制 加算	0. 6割	0. 5割	0. 7割	0. 6割
看護職員夜間配置加 算	0. 6割	0. 5割	0. 7割	0. 6割
看護補助加算1	0. 4割	0. 3割	0. 5割	0. 4割
地域包括ケア病棟入 院料	1割	0. 8割	1割2分	0. 8割
特定一般病棟入院料 の注7	1割	0. 8割	1割2分	0. 8割

11

12

令和6年3月31日において現に次に掲げる入院料等に係る届出を 行っている病棟又は病室については、令和6年9月30日までの間に 限り、それぞれ当該入院料等に係る重症度、医療・看護必要度の基準 を満たすものとみなす。

- 急性期一般入院料1
- 急性期一般入院料2
- 急性期一般入院料3 急性期一般入院料4
- 急性期一般入院料5
- 7対1入院基本料(結核病棟入院基本料)
- ・ 7対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。))

14

(3) 連携する他の保険医療機関へ搬送を行った患者の臨床経過につし	`
(3) 建防する他の体膜医療機関で放送を行うた志有の脚体性過につい	•
て、転院搬送先の保険医療機関から診療情報の提供が可能な体制が	ť
こ、 和別成点だの 本体に派成長が、5 砂原 自転の延長が、可能な体制が	
整備されていること。	

- (4) 連携する他の保険医療機関へ搬送した患者の病状の急変に備えた 緊急の診療提供体制を確保していること。
- 2. 救急患者連携搬送料の新設に伴い、急性期一般入院料における在宅 復帰率に関する施設基準について必要な見直しを行う。

改定案	現行
[施設基準]	[施設基準]
第2 病院の入院基本料等に関する	第2 病院の入院基本料等に関する
施設基準	施設基準
4の4 急性期一般入院料1、7	4の4 急性期一般入院料1、7
対1入院基本料(特定機能病院	対1入院基本料(特定機能病院
入院基本料(一般病棟に限	入院基本料(一般病棟に限
る。)及び専門病院入院基本	る。)及び専門病院入院基本
料)に係る自宅等に退院するも	料)に係る自宅等に退院するも
のの割合について	のの割合について
(1) 急性期一般入院料1、7対	(1) 急性期一般入院料1、7対
1 入院基本料(特定機能病	1 入院基本料(特定機能病
院入院基本料(一般病棟に	院入院基本料(一般病棟に
限る。)及び専門病院入院	限る。)及び専門病院入院
基本料)に係る自宅等に退	基本料)に係る自宅等に退
院するものとは、他の保険	院するものとは、他の保険
医療機関(地域包括ケア病	医療機関(地域包括ケア病
棟入院料(入院医療管理料	棟入院料(入院医療管理料
を含む。)、回復期リハビ	を含む。)、回復期リハビ
リテーション病棟入院料、	リテーション病棟入院料、
特定機能病院リハビリテー	特定機能病院リハビリテー
ション病棟入院料、療養病	ション病棟入院料、療養病
棟入院基本料、有床診療所	棟入院基本料、有床診療所
入院基本料及び有床診療所	入院基本料及び有床診療所
療養病床入院基本料を算定	療養病床入院基本料を算定
する病棟及び病室を除く。	する病棟及び病室を除
(2)において同じ。) に転院	く。)に転院した患者以外
した患者以外の患者をい	の患者をいう。
う。	
(2) 当該病棟から退院した患者	(2) 当該病棟から退院した患者
数に占める自宅等に退院す	数に占める自宅等に退院す
るものの割合は、次のアに	るものの割合は、次のアに
掲げる数をイに掲げる数で	掲げる数をイに掲げる数で
除して算出する。	除して算出する。

15

○「重症度、医療・看護必要度」の見直し

【II-4 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価-4】

④ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価 項目及び施設基準の見直し

急性期入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、一般病 目及び該当患者割合の基準を見直す。

第2 具体的な内容

- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の項目について、以下の
-) 「創傷処置」の項目について、重症度、医療・看護必要度Ⅰにお ける評価対象を、重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいて評価対象と なる診療行為を実施した場合とするとともに、「重度褥瘡処置」に係 る診療行為を評価対象から除外する。
- 「呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)」の項目について、重症度、医療・看護必要度 I における評価対象を、重症度、医療・看護必要度 II において評価対象となる診療行為を実施した場合とする。
- 〇 「注射薬剤3種類以上の管理」の項目について、初めて該当した 日から7日間を該当日数の上限とするとともに、対象薬剤から「ア ミノ酸・糖・電解質・ビタミン」等の静脈栄養に関する薬剤を除外
- 「専門的な治療・処置」の項目のうち「抗悪性腫瘍剤の使用(注 射剤のみ)」について、対象薬剤から入院での使用割合が6割未満の
- 「専門的な治療・処置」の項目のうち「抗悪性腫瘍剤の内服の管 理」について、対象薬剤から入院での使用割合が7割未満の薬剤を

- 7 対 1 入院基本料(専門病院入院基本料)
- 看護必要度加算 1 看護必要度加算2
- 看護必要度加算3
- 総合入院体制加算 1 総合入院体制加算2
- 総合入院体制加算3
- 看護職員夜間配置加算
- 看護補助加算 1
- 地域包括ケア病棟入院料
- 特定一般病棟入院料の注7

ア 直近6か月間におい	ア 直近6か月間におい
て、当該病棟から退院し	て、当該病棟から退院し
た患者数(第2部「通則	た患者数(第2部「通貝
5」に規定する入院期間	5」に規定する入院期間
が通算される再入院患	が通算される再入院患
者、同一の保険医療機関	者、同一の保険医療機関
の当該入院料にかかる病	の当該入院料にかかる病
棟以外の病棟への転棟患	棟以外の病棟への転棟制
者、 <u>区分番号「●●」救急</u>	者及び死亡退院した患者
患者連携搬送料を算定し	を除く。)のうち、自宅
他の保険医療機関に転院	等に退院するものの数
した患者及び死亡退院し	
た患者を除く。)のう	
ち、自宅等に退院するも	
のの数	
イ 直近6か月間に退院し	イ 直近6か月間に退防
た患者数(第2部「通則	した患者数(第2部
5」に規定する入院期間	「通則5」に規定する
が通算される再入院患	入院期間が通算される
者、同一の保険医療機関	再入院患者、同一の保
の当該入院料にかかる病	険医療機関の当該入院
棟以外の病棟への転棟患	料にかかる病棟以外の
者、区分番号「●●」救急	病棟への転棟患者及び
患者連携搬送料」を算定	死亡退院した患者を関
し他の保険医療機関に転	<.)
<u>院した患者</u> 及び死亡退院	
した患者を除く。)	

18

医療従事者の職業紹介事業で問題点の指摘相次ぐ

社保審・医療部会 求人者向け特別相談窓口の設置やハローワークの強化で対応

社会保障審議会・医療部会(遠藤久 夫部会長)は2月9日、医療・介護・ 保育分野の職業紹介事業をめぐり議論 を行った。医療・介護分野の人材不足 が深刻化する中で、民間の職業紹介事 業の役割も拡大しているが、高額な紹 介手数料を支払っても早期離職してし まう事例も増えている。病院団体の委 員からは、公的な職業紹介事業の強化 や、悪質な民間紹介事業者への対応を 求める意見が相次いだ。

これまでの対応をみると、2017年改 正職業安定法や関係指針で、手数料の 情報開示義務や返戻金制度の推奨、就 職後2年間の転職勧奨の禁止などを規 定した。2020年度には適正な職業紹介 事業者の基準を策定。2021年度には適 正事業者認定制度もスタートしている。 職業紹介事業者の法令違反の疑いに対 しては、「医療・介護・保育」求人者向 け特別相談窓口を都道府県労働局に設 置した。

全日病副会長の神野正博委員は、「紹介手数料も原資は診療報酬であり、高額になるのはいかがなものかと思う。ただ、紹介手数料は市場の需給バランスで決まるので、喉から手が出るほど人材を求めている医療機関は、職業紹介事業者に足元をみられてしまう」と指摘した上で、医療機関が不当に取り扱われないようにするための対応を質問した。

厚生労働省は、民間紹介事業者の苦情相談窓口や都道府県労働局の特別相談窓口への問い合わせが考えられるほか、厚労省として、指導監督の強化や優良な紹介事業者が選択される仕組みを検討していると説明した。

日本医療法人協会会長の加納繁照委 員は、都道府県看護協会の無料職業紹 介事業であるナースセンターとハロー ワークの連携強化に期待を示した。

産業医科大学教授の松田晋哉委員は、紹介される医療・介護従事者の質の評価の担保がなされていないことが大きな問題であると指摘した。また、看護補助者の確保が地域により困難になっている中で、資格を創設することの検討が必要と主張した。

医療措置協定の進捗状況を報告

改正感染症法に基づく医療措置協定について、2023年12月15日時点の協定締結の状況が報告された。ただし報告されたのは東京都、兵庫県、山形県を含まない44自治体のデータであり、目標値に向けた進捗を評価するには、判断が難しいデータとなっている。

結果をみると、確保病床数は全国の目標値が5万1,000床であるのに対し協定締結の見込みは3万3,723床で66%。うち流行初期確保病床数は同1万9,000床に対し同1万4,263床で75%となっている。発熱外来は同4万2,000機関に対し同2万5,959機関で62%。うち流行初期協定締結医療機関数は同1,500機関に対し8,443機関で、すでに目標値を大きく上回っている。

医療措置協定は、地域における役割 分担を踏まえ、平時から新興感染症に 対応する医療と新興感染症以外の通常 医療の提供体制を確保するためのもの で、新型コロナで対応した最大規模の 体制を目指している。内容としては、 ①病床確保②発熱外来③自宅療養人材 派遣がある。これらについて、都道府 県と医療機関が協定を結ぶ。協定締結 作業は2023年度中に順次始まり、2024 年9月末までに完了させることが目標 となっている。

神野委員は、病床確保の目標値と現 況との乖離について、「病院団体とし ても会員病院にきちんと説明する必要 がある。国には、医療機関が協定締結 を躊躇してしまう理由があることを明 快な説明をしてほしい」と述べた。ま た、能登半島地震の被災地で医療提供 を続けている恵寿総合病院で、入院患 者の1割が新型コロナに感染しており、 水が十分に確保できない中で苦労している状況が語られた。その上で、平時 から有事に備えることの重要性を指摘 した。

加納委員は、2023年度補正予算における協定締結医療機関の施設・設備整備への補助事業を評価する一方で、陰 圧室などは経年劣化するため、導入費 用だけでなく、メンテナンス費用の補助の検討も要望した。

2023年度補正予算·2024年度予算案

また、厚労省が医政局の2023年度補 正予算と2024年度予算案を報告した。 2024年度予算案は1,803億3,500万円で 対前年度比1.0%増となっている。一 方、2023年度補正予算は7,893億8,900 万円と大きく、両者を足すと9,697億 2,400万円と1兆円近くに達する。

2023年度補正予算の金額が大きいのは、新型コロナの緊急包括支援交付金による支援(6,143億円)があるためである。次いで、感染症法改正に伴う対応としての個人防護具の備蓄等事業(158億円)、新興感染症対応力強化事業(148億円)、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(72億円)などがあり、有事への対応で金額が大きな事業が並んでいる。そのほか、全国医



療情報プラットフォーム開発事業(69 億円)、看護補助者の処遇改善事業(49 億円)、がん・難病の全ゲノム解析等 の推進(43億円)などがある。

2024年度予算案については、例年通り地域医療介護総合確保基金への充当(公費1,028億6,600万円(国732億9,900万円、地方295億6,700万円))が大きく、「地域医療構想の達成に向けた事業」、「在宅医療等に関する事業」、「医療従事者の確保に関する事業」、「勤務医の労働時間短縮に向けた事業」に活用する。

そのほか、医政局の同基金を含めた 分野別の施策の予算案をみると、◇地 域医療構想 (739億円) ◇医療計画等に 基づく医療提供体制 (562億円) ◇医師 偏在対策等 (9億円) ◇医師・医療従 事者の働き方改革 (113億円) ◇新型コ ロナの知見を踏まえた対応 (41億円) ◇医薬品・医療機器の創出力強化・安 定供給 (10億円) ◇研究開発 (59億円) ◇医療の国際展開 (9億円) ◇医療 DX (16億円) などがある。

同日の医療部会では、「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について(通知)」、「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関するQ&Aの改訂について(通知)」の報告もあった。

医療従事者の賃上げ実現に四病協として協力姿勢示す

- 厚労省・四病協等 ─ 賃上げ等の診療報酬改定&マイナ保険証利用促進のオンラインセミナー開催

厚生労働省は2月16日、四病院団体協議会、全国国民健康保険診療施設協議会との共同開催で、「賃上げ等に関する診療報酬改定&マイナ保険証の利用促進に関するオンラインセミナー」を開催した。全日病の猪口雄二会長が挨拶し、政府が目標とする医療従事者の賃上げの実現に、四病協として協力する姿勢を示した。各病院が実際の賃上げを行うための支援ツールを厚労省が用意していることを紹介し、各病院が賃上げに取り組むことを求めた。

また、医療DXの推進のため、その 基盤となるマイナ保険証を多くの患者 が利用する取組みも促した。

猪口会長は最初に、病院を取り巻く現状について、「病院は民間病院であっても経常利益は1~2%程度であり、コロナ禍で経常収支が好転したようにみえるが、それは一時的な収益増でしかない。病院がわずかな経常利益で経営を行っている中で、物価高騰・賃金上昇という経済状況が生じた」と述べた。その上で、「これに対し、2024年度改定では、賃上げを重要課題とした対応が行われることになり、入院基本料等の引上げやベースアップ評価料の新設につながった」と説明した。

診療報酬での対応は、「看護職員やリハビリ専門職、事務職員、若手医師など幅広い職種に目配りした対応となっているので、大きく拡充される賃上げ促進税制も活用して、各病院ででき

るだけの賃上げに取組んでほしい」と 要請した。

医療DXの推進についても発言。「これからの医療において、医療DXは欠かすことのできないインフラとな終って、政府は12月に健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組。に移行するとの方針を示してもるには、それまでに証さるだけ多くの患者にマイナを感じてもらい、メリットを感じてできらうことが必要となる。各病院のおけてもらい、は、(『健康保険証をおけていたが、ではなく)『マイナンバーカーに対してすか』ではなく)『マイナンがになる」と声をかけては進し、(『健康保険証をお願いする」と述べた。

賃上げの計算支援ツールを提供

続いて、厚労省の担当官が、医療従事者の賃上げの詳細を説明した。2024年度改定では、物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指し、今病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、0.61%の改定◇40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、0.28%の改定があり、医療従事者の賃上げに対応する。

医療機関は2024年度と2025年度の2年間の賃上げを計画する必要がある。改定率0.61%の対応では、新設されるベースアップ評価料により、対象職種の給与総額の2.3%相当になるように設定されている。

配分方法については、◇2024年度にまとめて引上げを行うパターンと◇2年間で段階的に引上げを行うパターンがある。例えば、給与総額が1億円である場合に、2024年度にまとめて引き上げるとすると、230万円×2年間となる。段階的な引上げでは2024年度に165万円とし、2025年度に230万円+65万円とするような場合が考えられる。

医療機関等に対しては、①賃金引上 げ計画の作成②計画に基づく労使交渉 等③計画に基づく給与規程の改正④施 設基準の届出と期中の区分変更の届出 ⑤賃上げ状況の報告(2024年度・2025 年度)の作業が発生する。

ベースアップ評価料を算定する医療 機関等は、施設基準の届出書とあわせ て、賃金引上げの計画書と報告書を地 方厚生局等に提出する必要がある。ベ ースアップ評価料が原則としてベアに 充てられていることを地方厚生局等が 確認する。

さらに、計画書と報告書では、ベースアップ評価料による賃金引上げの状況だけでなく、自主財源等も含めた全体的な引上げ状況と、ベースアップ評価料の対象とならない40歳未満の勤務

医師等(改定率0.28%分)の職種の状況 も聞く予定としている。別途、抽出調 査も実施する予定だ。

また、厚労省は、ベースアップ評価料計算支援ツールについて、厚労省ホームページを通じて提供しており、エクセルにより「対象職員の給与総額の計算」、「ベースアップ評価料の算定見込みの計算」、「医療従事者の賃上げ見込みの計算」ができる。

厚労省の担当官は、「マイナ保険証利用促進のための取組・支援策」の説明も行った。

オンライン資格確認の利用件数に占めるマイナ保険証の利用件数の割合は2024年1月時点で4.6%にとどまっている。一方、デジタル庁のアンケート調査によると、マイナンバーカードの携行者は保有者の約5割を占めていた。

これを踏まえ、厚労省は、マイナン バーカードの携行者が、医療機関・薬 局でマイナ保険証を利用すれば、マイ ナ保険証の利用率が大きく伸びる可能 性を示唆。医療機関・薬局の窓口での 声掛けの効果が期待できるとした。

また、2024年度改定でのマイナ保険 証利用関係の診療報酬による対応のほか、新たな支援金の説明を行った。対象期間は2024年1~11月。マイナ保 険証の利用率が2023年10月から5ポイント以上増加した医療機関等に支援金を交付する。交付額は利用率の増加量と総利用件数に応じて増加する。

コマンドセンターシステムを自作した事例を紹介

医療 DX 人材育成プログラム⑩

来期講座では人材育成に重点置く

高橋泰 国際医療福祉大学教授、全日病広報委員会特別委員

院内のDX化が適切に推進できる院内人材を養成する目的で、全日本病院協会は、広報委員会を担当委員会とし、日本医療教育財団、介護・医療見える化・効率化協会と共同共催で、「2023年度医療DX人材育成プログラム(全10回)」を開講した。今回は、第10回目の講習会の内容と来期の講習会の紹介を行う。

第10回講習会が、11月30日(木)13時 ~16時にZoomで開催され、136病院、 312人が参加した。

前半は、札幌白石記念病院経営企画 部長の笹森大輔氏が、病院が適切に運 営されるためにシステムを自作した経 験を語った。

白石記念病院は、2022年の診療報酬改定を契機に、急性期一般病棟から回復期リハビリテーション病棟入院料5に病床機能を変更した。この変更に対応するために笹森氏が中心となりコマンドセンターを自作し、ベッドコントロール会議でFIMや在院日数などのリアルタイムデータを分析・可視化することに活用し、最短の6か月間で回復期リハビリテーション病棟入院料1になった。

目標達成のために必要な指標選定や データの保管場所の探索方法、アプリ の開発方法などについて、具体的に説 明を行った。

講義の後半は、小林土巳宏氏がケーススタディを用いて「自院におけるDXをどう進めるか(応用)」という講義を行った。

医療DXの先進事例として「ケース1:電子署名システム」、「ケース2:薬剤自動ピッキング装置」、「ケース3:医療用QRコードの導入の手順と各プロセスの要点」を解説した。

次に組織改編の事例として電子カルテの導入を題材に、戦略の立て方や、経営陣、スタッフ、ベンダーに対する働きかけ方などを具体的に解説した。

最後に筆者が、今回の講座の総括としてWEB技術の概要と病院に取り入れた場合の利点の話を行い、今回の講座を踏まえた来期の講座の目的を話した。

来期の講座では、院内DXを推進するために必要な「人材」の養成に更に力点をおいて進める。

図1は、DXを推進するために必要な「経営者」、「コンダクター」、「プロダ

クター」、「現場リーダー」という役回りを担う人材と、その業務内容を示す。 DXの導入による組織の生産性向上の取り組みは、経営者が院内の業務内容とシステム(特にWeb技術)を知り、新スキームをデザインできる「コンダクター」を任命することから始まる。

新スキーム作成は、コンダクターを

中心とするチーム が、現場でのヒア リングを行い業務 の課題を発見しな がら旧スキームの 業務分析を行い、 DXを導入した場 合の業務の流れを 想定し、その効果 のシミュレーショ ンを行う。それら の結果を踏まえ、 新しい仕事の手順 とやり方を示す 「新スキーム」を作 成する。

必要に応じてア プリの変更を依頼 するなど新スキー ムの修正や維持も、 コンダクターの大切な役割である。

表1で、院内DX推進で必要な役回りを担う人材が知っておくべき知識や素養を示す。来期の全日病の医療DXの講座では、院内DX推進の要であるコンダクターに必要な知識や素養の学習に重点を置く。

アプリのより深い理解とプロダクタ

ーとの話し合いを行うために必要な Web関連の知識、コンダクターの仕 事の根幹であるスキームの作成や維持 に関する知識、現場の働き方を変える ために必要な知識や素養、経営者が目 指すところをより深く理解するための 経営に関する知識などを、体系的に講 義を行う予定である。

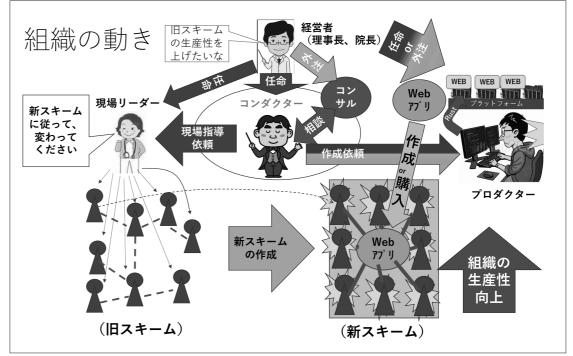


図1:DX(Webアプリ)を導入して組織の生産性を向上させるときの組織の動き

			経営者	コンダクター	プロダクター	現場リーダー
					WED WES WES	
	\A/ - l-	Webの概要	Δ	0	0	Δ
	Web 関連	Webの仕組み		0	0	
必要	N.E.	プログラミング		Δ	0	
な	ス	業務課題の発見		0		Δ
知	+	業務フローの理解	0~△	0	0	0
識	I	業務分析・新フローの作成		0		
素	<i>L</i>	業務スキームの維持		0		
養	経営運営	組織全体の戦略・任命・契約	0	0		
		財務状況の理解	0	0~△		
		人心把握・労務管理	0	0~△		0
表1	 : 院内D			-		

表 1:院内DX推進に必要な知識や素養

2023年度 第3回理事会・第10回常任理事会の抄録 1月12日

【主な協議事項】

●正会員として以下の入会を承認した。 千葉県 医療法人聖峰会岡田病院 理事長 岡田 剛 東京都 社会福祉法人児玉新生会 児玉経堂病院

院長 宮本 隆司 退会が3件あり、正会員は合計 2,563会員となった。

●準会員として以下の入会を承認した。 千葉県 医療法人社団保健会奏の 杜クリニック海浜幕張 理事長 宮﨑 正二郎 三重県 医療法人九愛会中京サテ ライトクリニック三重 理事長 林田 裕作

- ●賛助会員の退会が1件あり、賛助会 員は合計113会員となった。
- ●2024年度会議予定表について説明が

- あり、承認された。
- ●2023年度事業報告書・事業実績説明 書作業日程について説明があり、承 認された。
- ●顧問の武見敬三参議院議員が厚生労働大臣に就任、自見はなこ参議院議員が内閣府特命担当大臣に就任したことに伴い、就任期間中における顧問辞任の届け出があり、承認された。また、羽生田俊参議院議員が厚生労働副大臣を退任したことに伴い、顧問に復帰することが承認された。
- ●名誉会員1名の逝去に伴い、名誉会 員名簿から削除する報告があり、承 認した。
- 茨城県支部長・理事の交代を承認し な
- た。 ●山形県支部事務局の変更を承認した。
- ●山形県支部事務局業務委託覚書の変 更を承認した。

- ●医療保険・診療報酬委員会の委員の 追加について審議し、承認した。
- ●高齢者医療介護委員会・介護医療院協議会の名称を「高齢者医療介護委員会」に変更する説明があり、承認
- ●人間ドック実施指定施設の申請について説明があり、承認した。人間ドック実施指定施設は合計414施設となった。
- ●能登半島地震による被害状況、救急・ 災害医療の実情が報告された。

【主な報告事項】

●審議会等の報告

「中医協総会、薬価専門部会、保険医療材料専門部会、入院・外来医療等の調査・評価分科会、診療報酬基本問題小委員会」の報告があり、質疑が行われた。

- ●特定技能1号(外国人)受入れに伴 う費用等について報告された。
- ●第65回全日本病院学会in京都における演題募集・参加募集要項について報告が行われた。
- ●2022年10月にリニューアルしたDPC 分析システム「MEDI-ARROWS III rd」について無料テストユース募集 を行うことが報告された。

【主な討議事項】

●令和6年能登半島地震について、全日病内に設置された「令和6年能登半島地震全日本病院協会災害対策本部」の活動状況および現地でのAMATの活動状況について説明が行われた。また、全日病で能登半島地震に係る支援金の募集を行うことが審議され、承認された。

特定行為研修制度の推進に向けてヒアリングを実施

厚労省・特定行為研修部会

医師会と訪看ステーションが取組事例を報告

厚生労働省の医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会(國土典宏部会長)は2月2日、看護師の特定行為研修制度の推進に向けて議論した。真壁医師会の阿部田聡参考人とセコム豊中訪問看護ステーションの水取惠子参考人に対しヒアリングを行った。

阿部田参考人は、茨城県の真壁医師会で実施する、看護師の特定行為研修に係る地域共通の手順書作成・周知事業について報告した。昨年6月に医師会内に標準手順書作成・周知事業検討委員会を立ち上げ、管内医療機関の実

態調査をもとに議論を重ねたほか、10 月には厚労省と日本医師会、茨城県医 師会の後援のもと研修会を開催すると いった取組みを進めていることを説明 した。

水取参考人は、地域の診療所などが協力施設となり、在宅での実習実現に向けた取組みを進めた事例について報告。地域の医師の協力を得ることで、 ◇医師が特定行為研修そのものに興味・関心をもった◇医師から手順書作成に前向きな協力を得られた◇特定行為研修終了後の実践につながった◇医師から看護師への指導助言のコミュニ ケーションが増えた―といった効果が 表れたと説明した。

委員からは、2事例を優れた好事例として評価する意見が相次いだ。一方で、特定行為修了看護師の周知においてさらなる工夫を求める意見や、「普及に向けてインセンティブが必要」との意見もあった。

全日病常任理事の中尾一久委員は、「まだ特定看護師の認識度が低いと感じている。真壁医師会のような取組みが全国で起こればよい」との所感を述べるとともに、全日病で特定行為研修の手順書に関する検討を進めているこ

とについても言及した。

また、訪問看護ステーションや施設で特定行為研修修了者の養成・活用を推進する支援策についても、見解を示した。具体的には、「私どもは法人内の病院で養成した特定看護師を訪問看護ステーションに異動させる方法を地域のている。そのほかにも、例えば各地域の訪問看護ステーション協議会を通して、受講状況に応じて患者の受け持ちを柔軟に調整できる仕組みがあるとよいと思う。あるいは、院内のクリニカルパスのなかに特定看護師が働く場を組み込むのもよいのではないか」と述べた。

救急救命士によるエコー検査の実証について議論

厚労省·救急医療WG

特区の提案に対しさらなる検討求める

厚生労働省の救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ(児玉聡座長)は2月7日、救急救命士のエコー検査の実証について議論した。デジタル田園健康特区の岡山県吉備中央町と岡山大学病院が救急救命士のエコー検査の実証調査について提案し、特区での実証承認を求めたが、委員からは検査の安全性や教育・研修体制に関する課題が指摘された。

2021年の法改正で救急救命士が処置できる場所が病院前から救急外来までに延長されたことを受け、ワーキンググループでは救急救命処置の範囲の拡大と、それに伴う先行的な実証について検討している。現在、救急救命士が実施する救急救命処置の範囲等にエコー検査は含まれていない。したがって、まずは内閣府の国家戦略特区制度におけるデジタル田園健康特区内のみでの特例的な実施について検討し、2023年度中に一定の議論のとりまとめを行うこととなっている。

冒頭、吉備中央町と岡山大学病院が 提案について発表した。救急車と病院 との間で情報伝送を行う環境を構築した上で、重度傷病者のうち、主に腹痛 や下腹部痛を訴えている傷病者や事故 等で外傷が生じている負傷者、意識状態やバイタルサインが不安定な傷病者 に対して、医師の判断に基づきエスの 検査を実施することを想定。伝送の実施・未実施ごとの転送・転院発生件数 や救急搬送における時間短縮効果を測 定する考えを示した。

吉備中央町長の山本雅則参考人は、町内に二次救急病院がなく、傷病者の搬送に平均1時間以上を要するといった地域課題を抱えているとした上で、

「全国の中山間地域にとって、地域医療や高度医療の不足は喫緊の課題。規制改革を実現し、住民に安心感を与えたい」と述べた。

岡山大学病院講師の牧尉太参考人は、「エコー検査は侵襲性がなく、操作や画像の判読補助の基礎的な能力があれば十分に対応可能。救急車での搬送中に病変の確認、一次評価を行うことで、適切な搬送先選定と早期の処置実現が可能となる。また、病院到着後に直ちに処置を実施することも可能となり、救命率の向上、予後の改善に資する」と実証の意義について説明した。

搬送中の検査実施に懸念

議論では、検査の安全性や事前の教育・研修体制に対する懸念点が多くの 委員から出された。

日本医師会常任理事の細川秀一構成 員は、「健康な被験者が安静にしてい ればエコーは比較的当てやすいが、動 いている車の中でエコーを当てるのは 困難。救急搬送時の実証実施であれば、 緊急走行や準緊急走行下で研修を実施 する必要がある」と指摘した。

日本看護協会常任理事の井本寛子構成員は、「救急車は揺れも大きく、狭い中で静止できない患者も多い。救急救命士はすでに車内でかなり多くの処置に対応している。そのような中で難易度の高いエコー検査をさらに行うことに対して、まだ理解できない」と、検査の安全性と難易度への懸念を示した。

仙台市消防局救急課長の佐々木隆広 構成員は、「ドクターカーがある都市 や搬送時間が短い地域、一本部一病院 のような搬送先が決まっている地域で は、搬送中のエコー検査の必要性が低 く、必ずしも全国一律で取り入れる処置にならないのではないか」と述べ、 特区での実施にあたり日本全国でのニ ーズと有効性を検証する必要があると の考えを示した。

日本医療法人協会会長の加納繁照構成員は、「実証中にエコー検査をしなかったことで患者に不利益が生じた場合をどう捉えるのか。(患者の状態を適切に判断できず)見落としがあった場合の責任はどうなるのか」と指摘。牧参考人は、エコー検査はあくまで診断補助とする方針で、実証計画は今後



も議論したいとの認識を示した。

救急救命東京研修所教授の田邉晴 山構成員は、「どこまでの症例を対象 にするのか、どこまでの所見を救急 救命士に求めるのか、明確化したほ うがよい。対象を一定程度絞らない と難しいのではないか」と述べた。

―冊の本 book review

病院・診療所・介護施設向け ChatGPT実践ガイド ~現場で使える命令文30選~

著者●長 英一郎

出版社●日本医学出版 定価●2,200円(税込)

昨春、ChatGPTが大きな話題となった。今後の日本で ますます深刻になる高齢者医療ニーズの拡大と働き手不足を踏まえれば、 医療DXを推進していくことは重要であり、その主流の1つがChatGPTを含む生成AIであることは容易に想像がつく。昨秋開催の全日病学会in広島において大田泰正学会長がChatGPTを活用した学会長講演を行ったことも記憶に新しい。しかし、どのような業務に使えるのか、どのように使うのかなどを考えると、使うこと自体に少しばかりの心理的ハードルがあった。同じように感じていた人もいるのではないだろうか。

本書には、看護記録や入院計画書、献立表作成、減薬提案書だけでなく、当直表や議事録、財務資料、財務分析など、事務部門も含めた医療現場の職員が実際の業務で使える具体的な命令文が記されている。ChatGPTの使い方が、アカウントの作成方法から丁寧に説明されているので、今まで使ったことがない人も、試行錯誤せず容易に使うことができるだろう。現段階では情報の正確性や信頼性、患者情報の取扱いなどに懸念点があるため注意は必要だが、生成AIを使っている人といない人では業務の密度に大きな違いが出てくるのは確かである。専門家にしかできない業務をするために、ぜひ本書を参考にChatGPTを使ってみてほしい。(安藤高夫)

■ 現在募集中の研修会(詳細な案内は全日病ホームページを参照)

研修会名(定員)	期日【会場】	参加費 会員(会員以外)	備考
2024年度(令和6年度)介護報酬 改定説明会 500アカウント	2024年3月11日(月)~18日(月) WEB開催	7,700円 (13,200円) (税込)	2024年度(令和6年度)の介護報酬改定に伴い、厚生労働省担当官による介護報酬改定に関する説明会を開催する。
AMAT隊員ロジスティックス研修 会 30名	2024年3月23日(土) 全日病会議室	11,000円 (13,200円) (税込)	AMAT研修を受講し、AMAT資格を有するロジスティックスのAMAT隊員を対象とした研修を開催する。本研修会に参加したAMAT隊員には更新のための単位を2単位付与する。全日病、日本医療法人協会、日本病院会の会員病院職員は会員として取り扱う。
医療機関のための2024年度税制 改正・医療法人の経営情報に関する データベース等の解説セミナー 450アカウント	2024年3月28日(木) WEB開催	6,600円 (稅込)	2024年度税制改正や2023年8月1日施行の「医療法人の経営情報に関するデータベース」、2023年10月1日施行の「インボイス制度」等について解説するセミナーを開催する。メディカル・マネジメント・プランニング・グループとの共催。